



広げよう！子どもの権利条約キャンペーン声明

「こども基本法」と「こども家庭庁設置法」の成立を歓迎し、
子どもの権利を基盤とする施策がいつそう進むことを希望します

2022年6月15日

6月15日、「こども基本法」と「こども家庭庁設置法」が国会で可決成立しました。

日本社会で子どもの権利条約（以下「条約」）を踏まえた「子どもの権利」の考え方が浸透し、国・自治体などのあらゆるレベルで子どもの最善の利益が確保されることのできるような社会状況をつくることを目的として2019年4月から取り組みを進めてきた私たち「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」は、このような法律ができたことを歓迎します。

また、法案の制定過程で、おとなだけではなく、当事者である子どもの意見を聴く機会が設けられ、「こども家庭庁」構想について説明する子ども向け資料も作成されたことなどは、法律の趣旨に合致した取り組みとして評価できます。

とくに次の点は、私たちが目指す社会の実現に向けた大きな一歩であると考えます。

- こども施策を条約の精神にのっとり進めていくことが明記され、すべての子どもが「心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指していくと宣言されたこと（こども基本法1条）。
- 条約に掲げられた4つの一般原則（差別の禁止／子どもの最善の利益／生命・生存・発達に対する権利／子どもの意見の尊重）が基本理念に位置づけられたこと（同3条）。
- とくに、すべての子どもについて「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会」を確保すると定め（同3条）、子どもの意見表明・参加を広く推進していく必要性が確認されたこと。
- 同様に、こども施策の策定・実施・評価にあたって、当事者である子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされ（同11条）、こども政策推進会議による「こども大綱」案の作成にあたって子どもなどの意見を反映させるために必要な措置を講ずると明文化されたこと（同17条3項）。
- 「こども基本法」および条約の周知（同15条）、こども施策のいつそうの充実および必要な財政措置その他の措置（同16条）についての規定が設けられたこと。
- 子どもに関する総合的な政策調整機関として「こども家庭庁」を創設することとし、その任務として「こどもの権利利益の擁護に関する事務」が挙げられたこと（こども家庭庁設置法3条）。また、こども家庭庁の取り組みにおいても、条約の一般原則を踏まえ、子どもの意見の尊重の原則と子どもの最善の利益の原則が基本として位置づけられたこと。（同）。

一方で、次のとおり、今後の取り組みのなかで十分に注意していかなければならない課題も残されています。

- こども施策を進めていくにあたり、条約の「精神」にのっとるだけではなく、条約のすべての規定を考慮・実施していく必要性が明記されていないこと。
- 「こども施策」の定義（こども基本法 2 条 2 項）で子どもの権利を実現するための方策がはっきりと位置づけられていないこと。
- 子どもの意見の尊重の原則（条約 12 条）について、意見を表明する機会を確保すべき対象が自己に「直接」関係する事項に限定されており（こども基本法 3 条 3 号）、また子どもの意見を「正当に」尊重する旨が明記されていないこと（同 4 号）。
- 教育や少年司法などの分野における子どもの権利擁護にもこども基本法が適用され、こども家庭庁の調整・勧告権限が及ぶことが明確でないこと（こども家庭庁設置法 4 条 18 号など）。
- 子どもの権利が守られているかどうかを独立の立場から監視する制度（子どもオンブズパーソン／コミッショナーなど）の設置が見送られたこと。

これらの課題の多くについては国会の附帯決議でも指摘が行なわれており、今後の運用において十分に配慮し、今後策定される「こども大綱」などを通じて改善・是正を図っていただくことを希望します。国会の附帯決議で「教育及びこどもの福祉に係る施策のより一層の連携確保」やこども家庭庁・文部科学省間の「緊密な連携の確保」などが要請されたことを踏まえ、こども基本法および条約の理念を教育現場で浸透させていくため、条約批准時の文部省通知（1994 年 5 月 20 日）に代わる新たな通知を出すことも必要だと考えます。

とくに子どもオンブズパーソン／コミッショナーのような独立機関の設置については、衆院内閣委員会の附帯決議（5 月 13 日）で「十二 基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策については、必要に応じ、本法の施行後五年を待つことなく、速やかに検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること」と要請されていることを踏まえ、引き続き積極的に検討していただきたいと思います。

また、これも国会の附帯決議で強調されていることですが、条約・こども基本法の実施およびこども家庭庁の活動を支える財源や人材の確保・増強にもしっかりと取り組んでいただくことを要請します。

さらに、法律の成立を受けた一歩として、「こども基本法」「こども家庭庁設置法」を作った経緯、これらの法律を作ったことで今後何を目指していくのかなどについて、施行前ではありますが、国として子どもたちに向けたメッセージをぜひ出してください。

最後に、私たちは、日本で暮らすすべての子どもにとって大切だと思うこととして、次の 4 つを掲げてきました（2021 年 11 月 20 日に発表した提言最終版を参照）。国会の附帯決議に掲げられた関連の要請も踏まえ、これらの課題について重点的かつ効果的な取り組みが進められていくことを望みます。

- A．子どもの権利条約を日本中にひろめる
- B．子どもの声をきき、子どもと共に行動する
- C．だれひとり、子どもを取り残さない
- D．子どもに対する暴力を、ぜったいにゆるさない

以上